

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則

平成五年四月一日
山口県規則第三十一号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則をここに公布する。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則（昭和五十二年山口県規則第三十九号）の全部を改正する。

（趣旨）

第一条 この規則は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号。以下「法」という。）の施行について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号。以下「政令」という。）及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（一般廃棄物処理施設設置許可証の交付）

第一条の二 知事は、法第八条第一項の許可をしたときは、一般廃棄物処理施設設置許可証（別記第一号様式）を交付するものとする。

（平一三規則三四・追加）

（一般廃棄物処理施設定期検査結果通知書の交付）

第一条の三 知事は、法第八条の二の二第一項の検査をしたときは、一般廃棄物処理施設定期検査結果通知書（別記第一号様式の二）を交付するものとする。

（平二三規則一二・追加）

（一般廃棄物処理施設変更許可証の交付）

第一条の四 知事は、法第九条第一項の許可をしたときは、一般廃棄物処理施設変更許可証（別記第一号様式）を交付するものとする。

（平一三規則三四・追加、平二三規則一二・旧第一条の三繰下）

（熱回収施設設置者認定証の交付）

第一条の五 知事は、法第九条の二の四第一項の認定をしたときは、熱回収施設設置者認定証（別記第一号様式の三）を交付するものとする。

（平二三規則一二・追加）

（産業廃棄物再生利用業の指定の申請等）

第二条 省令第九条第二号又は第十条の三第二号に規定する指定を受けようとする者は、産業廃棄物再生利用業指定申請書（別記第一号様式の四）に次に掲げる書類及び図面を添えて知事に申請しなければならない。

一 事業計画の概要を記載した書類

二 産業廃棄物の取引関係を記載した書類

三 生活環境保全上の対策を記載した書類

四 産業廃棄物の再生輸送（再生利用のための産業廃棄物の収集又は運搬を行うことをいう。以下同じ。）を除く再生利用（以下「再生活用」という。）において生ずる廃棄物の処理方法を記載した書類

五 再生活用を業として行う者（以下「再生活用業者」という。）が再生輸送を委託する場合には、委託関係を記載した書類

六 再生輸送を業として行う者（以下「再生輸送業者」という。）が申請する場合には、再生活用業者との委託関係を記載した書類

七 申請者が法人である場合には、その法人の定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書

八 申請者が個人である場合には、その住民票の写し

九 再生活用業者にあっては、再生利用の用に供する施設の付近の見取図及び再生工程図

2 知事は、前項の規定による申請があった場合において、省令第九条第二号又は第十条の三第二号に規定する指定をしたときは、当該指定を受けた者に対し、産業廃棄物再生利用業指定証明書（別記第二号様式）を交付するものとする。

（平一三規則三四・平一七規則七一・平二三規則一二・一部改正）

（産業廃棄物再生利用業の事業範囲の変更の指定の申請等）

第三条 前条第一項に規定する指定を受けた者は、当該指定に係る事業の範囲の変更の指定を受けようとするときは、産業廃棄物再生利用業変更指定申請書（別記第一号様式の四）に前条第一項各号（第七号及び第八号を除く。）に掲げる書類及び図面（変更に係る書類及び図面に限る。）並びに産業廃棄物再生利用業指定証明書を添えて知事に申請しなければならない。

2 前条第二項の規定は、産業廃棄物再生利用業の変更の指定について準用する。

(平一三規則三四・平二三規則一二・一部改正)

(産業廃棄物再生利用業に係る届出)

第四条 第二条第一項又は前条第一項の指定を受けた者は、当該指定に係る事項(事業の範囲に係るものを除く。)を変更したときは、速やかに産業廃棄物再生利用業変更届(別記第三号様式)に次に掲げる書類を添えて、その旨を知事に届け出なければならない。

一 法人が所在地又は名称を変更した場合にあっては、当該法人の定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書

二 個人が住所又は氏名を変更した場合にあっては、住民票の写し

三 産業廃棄物再生利用業指定証明書

2 第二条第一項又は前条第一項の指定を受けた者は、当該指定に係る事業の全部又は一部を廃止したときは、産業廃棄物再生利用業廃止届(別記第四号様式)に産業廃棄物再生利用業指定証明書を添えて、その旨を知事に届け出なければならない。

(平一七規則七一・一部改正)

(廃棄物再生事業者の登録の申請等の様式)

第五条 政令第十七条第一項の申請書は、廃棄物再生事業者登録申請書(別記第五号様式)によらなければならない。

2 省令第十六条の四の規定による登録証明書は、廃棄物再生事業者登録証明書(別記第六号様式)によらなければならない。

3 政令第二十条の規定による届出は、登録廃棄物再生事業者変更届(別記第七号様式)によらなければならない。

4 政令第二十一条の規定による届出は、登録廃棄物再生事業者廃止届(別記第八号様式)、登録廃棄物再生事業者休止届(別記第八号様式)又は登録廃棄物再生事業者再開届(別記第八号様式)によらなければならない。

(平一三規則三四・平一八規則八六・一部改正)

(許可証等の再交付)

第六条 次の各号に掲げる許可証等の交付を受けた者は、当該許可証等を破損し、汚損し、又は亡失したときは、許可証等再交付申請書(別記第九号様式)を知事に提出してその再交付を受けることができる。この場合において、再交付の申請が許可証等の破損又は汚損によるものであるときは、当該許可証等を添えなければならない。

一 第一条の二に規定する一般廃棄物処理施設設置許可証

二 第一条の三に規定する一般廃棄物処理施設定期検査結果通知書

三 第一条の四に規定する一般廃棄物処理施設変更許可証

四 第一条の五に規定する熱回収施設設置者認定証

五 省令第十条の二に規定する産業廃棄物収集運搬業許可証

六 省令第十条の六に規定する産業廃棄物処分業許可証

七 省令第十条の十四に規定する特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

八 省令第十条の十八に規定する特別管理産業廃棄物処分業許可証

九 省令第十二条の五に規定する産業廃棄物処理施設設置許可証又は産業廃棄物処理施設変更許可証

十 第二条第二項又は第三条第二項に規定する産業廃棄物再生利用業指定証明書

十一 政令第十九条に規定する廃棄物再生事業者登録証明書

(平一三規則三四・平一八規則八六・平二三規則一二・一部改正)

(届出及び報告書の提出)

第七条 次に掲げる届出又は報告は、当該届出又は報告に係る施設の設置場所又は所在地を所管する保健所の長にしなければならない。

一 法第九条の三第一項の規定による一般廃棄物処理施設の設置の届出

二 法第九条の三第八項の規定による一般廃棄物処理施設の変更の届出

三 法第九条の三第十一項において準用する法第九条第三項の規定による一般廃棄物処理施設の変更又は廃止、休止若しくは再開の届出

四 法第九条の三第十一項において準用する法第九条第四項の規定による一般廃棄物の最終処分場の埋立処分の終了の届出

(平八規則六〇・平九規則三四・平一〇規則八六・平一三規則三四・平二三規則一二・一部改正)

(書類の経由)

第八条 法、政令、省令又はこの規則の規定により知事に提出する書類(次項に規定するもの並びに下関市及び県の区域外にのみ事務所又は事業場を有する者の提出するものを除く。)は、正副二通とし、当該書類に係る事務所、事業場(当該事務所又は事業場が二以上ある場合にあって

は、主たる事務所又は事業場）又は施設の設置場所又は所在地を所管する保健所の長を経由して提出しなければならない。

- 2 法第八条第二項若しくは第十五条第二項又は省令第五条の三第一項若しくは第十二条の九第一項の規定により知事に提出する申請書（これに添付する書類及び図面を含む。）は、正本一通及び法第八条第五項又は第十五条第五項に規定する市町村の数に九を加えた数の副本とし、当該書類に係る施設の設置場所を所管する保健所の長を経由して提出しなければならない。

（平九規則三四・平一三規則三四・一部改正）

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行前に改正前の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の規定によってした処分、手続その他の行為は、改正後の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則中にこれに相当する規定があるときは、改正後の同規則の規定によってしたものとみなす。

附 則（平成六年規則第一一四号）

この規則は、平成七年一月一日から施行する。

附 則（平成八年規則第六〇号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成九年規則第三四号）

この規則は、平成九年四月一日から施行する。

附 則（平成一〇年規則第八六号）

この規則は、平成十年六月十七日から施行する。

附 則（平成一三年規則第三四号）

この規則は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則（平成一七年規則第七一号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成一八年規則第八六号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二三年規則第一二号）

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

附 則（令和元年規則第二号）

この規則は、令和元年七月一日から施行する。

別記第1号様式（第1条の2、第1条の4関係）

（平13規則34・追加、平23規則12・令元規則2・一部改正）

設置
一般廃棄物処理施設 許可証
変更

住所

氏名

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第8条第1項 の規定によ
第9条第1項 り、 設置 の許可
変更 を受

けた一般廃棄物処理施設であることを証します。

年 月 日

山口県知事

印

許可の年月日	年 月 日	許可番号	
--------	-------	------	--

施設の種類及び 処理する一般廃 棄物の種類	
設置場所	
処理能力	
許可の条件	
備考	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

第1号様式の2(第1条の3関係)
(平23規則12・追加、令元規則2・一部改正)

第 号
年 月 日

住所(所在地)

氏名(名称) 様

山口県知事 印

一般廃棄物処理施設定期検査結果通知書

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条の2の2第1項の検査について、下記のとおりその結果を通知します。

記

一般廃棄物処理施 設の設置場所			
一般廃棄物処理施 設の種類			
許可の年月日	日 年 月	許可番号	
定期検査の結果			
次回の検査の 期限	年 月 日		
備考			

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

第1号様式の3(第1条の5関係)
(平23規則12・追加、令元規則2・一部改正)

熱回収施設設置者認定証

住所(所在地)

氏名(名称)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の2の4第1項の規定により、一般廃棄物の熱回収施設の設置者として認定を受けた者であることを証します。

年 月 日

山口県知事 印

認定の年月日	年 月 日	認定番号	
認定の有効期間満了日	年 月 日		
熱回収施設の設置場所			
熱回収の方法			
熱回収に必要な設備			
熱回収率			

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

第1号様式の4(第2条、第3条関係)
(平6規則114・平9規則34・一部改正、平13規則34・旧第1号様式繰下・一部改正、平17規則71・一部改正、平23規則12・旧第1号様式の2繰下、令元規則2・一部改正)

(表)

産業廃棄物再生利用業 指定 申請書
変更指定

年 月 日

山口県知事 様

郵便番号

申請者 住所

氏名

(電話 局 番)

下記のとおり産業廃棄物再生利 指定
 用業の 変更指定 を受けたいので、[廃棄物の処理及](#)
[び清掃に関する法律施行](#) 第2条第1項 の規定により、関係書類を添えて
[細則](#) 第3条第1項 申請しま

す。

記

事業の 範囲	再生活用又は再生輸送の別		
	取り扱う産業廃棄物の種類		
事務所及び事業場の所在地			
再生利用の目的			
再生利 用の方 法	再生利用の用に供する施設 の種類、数量、設置場所及 び能力		
	再生利用の用に供する施設 の方式、構造及び設備の概 要		
取引関 係	排出者の氏名又は名称及び 所在地		
	再生活用業者の氏名又は名 称及び所在地		
	再生輸送業者の氏名又は名 称及び所在地		
	再生活用により得られる有 用物の利用方法		
変更の理由			
指定年月日	年 月 日	指定番号	第 号
事業開始(変更)予定年月日		年 月 日	

(裏)

添付書類

- 1 事業計画の概要を記載した書類
- 2 産業廃棄物の取引関係を記載した書類
- 3 生活環境保安上の対策を記載した書類

産業廃棄物再生利用業変更届

年 月 日

山口県知事 様

郵便番号

届出者 住所

氏名

(電話 局 番)

下記のとおり産業廃棄物再生利用業に係る事項を変更したので、[廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則](#)第4条第1項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

記

指定年月日	年 月 日	
指定番号	第 号	
変更年月日	年 月 日	
変更事項	変更前	変更後
住所(所在地)		
氏名(名称)		
事務所及び事業場の所在地		
再生利用の目的		
再生利用の方法		
取引関係		

添付書類

- 1 法人が所在地又は名称を変更した場合にあっては、当該法人の定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書
- 2 個人が住所又は氏名を変更した場合にあっては、住民票の写し
- 3 産業廃棄物再生利用業指定証明書

注 届出者の住所及び氏名は、法人にあっては、その主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名を記入すること。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

産業廃棄物再生利用業廃止届

年 月 日

山口県知事 様

郵便番号

届出者 住所

氏名

(電話 局 番)

下記のとおり産業廃棄物再生利用 全部 を廃止したので、[廃棄物の処理](#)
業の 一部 [及び清掃](#)

[に関する法律施行細則](#) 第4条第2項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

記

指定年月日	年 月 日
指定番号	第 号
廃止年月日	年 月 日
廃止した事業の範囲	

添付書類

産業廃棄物再生利用業指定証明書

注 届出者の住所及び氏名は、法人にあっては、その主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名を記入すること。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

第5号様式(第5条関係)

(平6規則114・平9規則34・平13規則34・平17規則71・平18規則86・令元規則2・一部改正)

廃棄物再生事業者登録申請書	山口県収入証紙はり付け欄 (消印しないこと。)
---------------	----------------------------

年 月 日

山口県知事 様

郵便番号

申請者 住所

氏名

(電話 局 番)

下記のとおり廃棄物再生事業者の登録を受けたいので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第17条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

事務所及び事業場の所在地		
廃棄物の再生に係る事業の内容		
事業の用に供する施設	種類	
	数量	
	構造	
	設備の概要	
廃棄物再生事業者の経理的基礎に関する資料		

添付書類

- 1 事業計画の概要を記載した書類
- 2 事業の用に供する施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図
- 3 申請者が法人である場合には、その法人の定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書
- 4 申請者が個人である場合には、その住民票の写し
- 5 業務経歴を記載した書類
- 6 その他事業を適切に行うことができる者であることを明らかにするために必要と認める書類

注 申請者の住所及び氏名は、法人にあっては、その主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名を記入すること。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

第6号様式(第5条関係)

(平6規則114・平13規則34・平18規則86・令元規則2・一部改正)

廃棄物再生事業者登録証明書

登録年月日 年 月 日

登録番号 第 号

氏名(名称)

(代表者の氏名)

住所

事業場の所在地

廃棄物の再生に係る事業の内容

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第18条の規定により、廃棄物再生事業者の登録をしたことを証します。

年 月 日

山口県知事 印

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

第7号様式(第5条関係)
(平6規則114・平9規則34・平13規則34・平18規則86・令元規則2・一部改正)

登録廃棄物再生事業者変更届

年 月 日

山口県知事 様

郵便番号

届出者 住所

氏名

(電話 局 番)

下記のとおり登録廃棄物再生事業者の登録に係る事項を変更したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第20条の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

記

登録年月日	年 月 日	
登録番号	第 号	
変更年月日	年 月 日	
変更事項	変更前	変更後
氏名(名称)		
住所(所在地)		
事務所及び事業場の所在地		
廃棄物の再生に係る事業の内容		
事業の用に供する施設の種類、数量並びに構造及び設備の概要		

添付書類

廃棄物再生事業者登録証明書

注 届出者の住所及び氏名は、法人にあっては、その主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名を記入すること。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

第8号様式(第5条関係)
(平6規則114・平9規則34・平13規則34・平18規則86・令元規則2・一部改正)

登録廃棄物再生事業者 廃止
届 休止
再開

年 月 日

山口県知事 様

郵便番号
届出者 住所
氏名
(電話 局 番)

下記のとおり登録廃棄物再生事業者に係る事業場を 廃止
休止 したので、廃棄物の処理及
再開

び清掃に関する法律施行令第21条の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

記

登録年月日	年 月 日
登録番号	第 号
廃止 休止の理由 再開	
廃止 休止年月日 再開	年 月 日

添付書類

廃止届の場合にあっては、廃棄物再生事業者登録証明書

注 届出者の住所及び氏名は、法人にあっては、その主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名を記入すること。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

第9号様式(第6条関係)

許可証等再交付申請書

年 月 日

山口県知事 様

郵便番号

申請者 住所

氏名

(電話 局 番)

下記のとおり許可証等の再交付を受けたいので、[廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則](#)第6条の規定により申請します。

記

再交付を受けたい許可証等の種類	
許可 通知 認定 年月日 指定 登録	年 月 日
許可 通知 認定 番号 指定 登録	第 号
再交付申請の理由	

添付書類

再交付の申請が破損又は汚損によるものである場合にあっては、当該申請に係る許可証等

注 申請者の住所及び氏名は、法人にあっては、その主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名を記入すること。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。